様式第１号（第６条関係）

受付番号は坂出市で記入します

受付

番号

申請日：令和　　年　　月　　日

坂出市長　殿

坂出市テナント賃料給付金支給申請書

坂出市テナント賃料給付金支給要綱第６条の規定により，下記のとおり申請します。

記

１　支給申請額

|  |  |
| --- | --- |
| テナント賃料（月額）※（ただし，千円未満切り捨て，上限１０万円） | 円 |

※テナント賃料には，共益費，管理費，敷金，礼金および駐車場代を含まない。

２　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の種別（何れかに記入） | □中小法人等 | 所在地 | 〒 |
| フリガナ |  |
| 法人名 |  |
| フリガナ |  |
| 代表者職氏名 | 印　 |
| 従業員数（R2.4.1現在） | 人 | 資本金（R2.4.1現在） | 円 |
| 法人番号（13桁） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 担当者所属 |  | フリガナ |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者電話番号 | 　　　　　　　　－　　　　　　　－ |
| □個人事業者 | 住所 | 〒 |
| フリガナ |  | 生年月日 | T .　S　.　H　 年 　月 　日 |
| 氏名 | 印 |
| 電話番号 | 　　　　　　　－　　　　　　－ |

３　振込口座

注）口座名義は申請者が法人の場合は当該法人，申請者が個人事業者の場合は当該個人に限ります。

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行名・支店名 | 　　　　　　　　　　　　　銀行 |
| 　　　　　　　　　　　（支）店 |
| 金融機関コード |  |  |  |  | 支店コード |  |  |  |
| 預金種目 | * 普通　　　　　□　当座
 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

４　対象テナントの名称および所在地

|  |  |
| --- | --- |
| テナントの名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

５　その他申請に関する補足

|  |
| --- |
|  |

６　添付書類

* 賃貸借契約書の写し
* 国の「持続化給付金」の給付通知書の写し
* 市内に事業所を有することを証する書類

中小法人等の場合：法人市民税確定申告書または法人市民税納税証明書等の写し

個人事業者の場合：所得税確定申告に係る収支内訳書もしくは青色申告決算書または開業

届出書等の写し

* 本人確認書類（個人事業者の場合に限る。）の写し

　運転免許証（両面），個人番号カード（表面のみ），パスポート等官公庁が発行した顔写真

付きのもの

* 給付金の振込口座の通帳等の写し

金融機関名，支店名，預金種目，口座番号，口座名義人が確認できるもの

７　誓約事項

* 事業用として，市内に所在する建物を賃借して，市内に事業所を有しています。
* 国の「持続化給付金」の給付決定を受けています。
* 今後も継続して，市内で事業活動を行う意思があります。
* 坂出市テナント賃料給付金支給要綱第３条第２項（※１）に掲げる者のいずれにも該当しません。
* 過去に本給付金の支給を受けたことがありません。
* 申請書に虚偽の記載があった場合は，坂出市の求めに従い給付金を返還するとともに，加算金等の支払いに応じます。

上記の申請・誓約事項に虚偽がないことを誓約します。

令和　　　年　　　月　　　日

代表者職・氏名

※中小法人等の代表者または個人事業者の自署または押印

※１　坂出市テナント賃料給付金支給要綱第３条第２項

第３条　給付金の支給を受けることのできる者（以下「給付対象者」という。）は，次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）市内に事業所を有する中小法人等，または個人事業者で，事業用として，市内に所在する建物を賃借していること。

（２）国の「持続化給付金」の給付決定を受けている者。

（３）今後も継続して，市内で事業活動を行う意思を有すること。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は給付金の支給対象としない。

（１）法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

（３）政治団体

（４）宗教上の組織または団体

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。），暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（６）その他市長が適当でないと認める者